

大安協発 第2-95号

令和2年12月24日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

会 長 武 内 幸 祐



大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府環境農林水産部環境管理室より、「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」開催の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」開催のご案内

以上

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議 協力団体 御中

大阪府環境農林水産部環境管理室長

大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催案内の開催について

日ごろより、大阪府環境行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、府域では、石綿が使用された建築物の解体が今後 30 万棟に上ると予想されており、一層の石綿飛散防止対策が求められています。特に、今年度は大気汚染防止法や石綿障害予防規則が改正・公布され、大阪府においても関連条例の改正作業等を進めており、より多くの府民、事業者の皆様への情報周知が必要な状況です。

そこで、本府では、発注者及び施工者の皆さまの石綿飛散防止対策に資するよう下記の通りセミナーを開催します。

つきましては、貴団体の会員各位へ標記セミナーについてご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりウェブ開催とさせていただく可能性もありますが、その際は関連ホームページへの掲載及び申込者に対して個別にご連絡いたします。

記

1 と き 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 13 時 10 分から 16 時 00 分

2 場 所 東成区民センター 大ホール (2 階)  
(大阪市東成区大今里西 3-2-17)

3 講 演

(1) (仮) 石綿障害予防規則等の一部改正について

講師：大阪労働局 労働基準部 健康課

(2) (仮) 石綿の飛散防止に係る事例について

講師：大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課

(3) 環境保全に関する法律・条例による石綿規制について

1 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例

講師：大阪府 環境農林水産部 事業所指導課

2 廃棄物処理法

講師：大阪府 環境農林水産部 産業廃棄物指導課

4 その他

- ・ 参加費 無料
- ・ 定員 300 名 (定員になり次第、締め切ります)
- ・ 申込み 大阪府インターネット申請・申込みサービスからお願いします。

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2020120072>

※申込期間は令和 2 年 12 月 23 日 (水) 14 時から令和 3 年 2 月 8 日 17 時までです。

大阪府環境農林水産部環境管理室  
事業所指導課大気指導グループ 大森、澳本  
TEL：06-6210-9581 FAX：06-6210-9584  
E-Mail：jigyoshohido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

# 大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改修・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止についてご説明するとともに、今年度改正された石綿障害予防規則についてのご講演を行います。是非ご参加ください。

●日時：令和3年2月9日(火) 13時10分から16時00分まで (12時40分開場)

●会場：東成区民センター 大ホール(2階)

(大阪市東成区大今里西3-2-17)

●定員：300名(参加無料)

●講演内容

1. (仮)石綿障害予防規則等の一部改正について

大阪労働局 労働基準部 健康課

2. (仮)石綿の飛散防止に係る事例について

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課

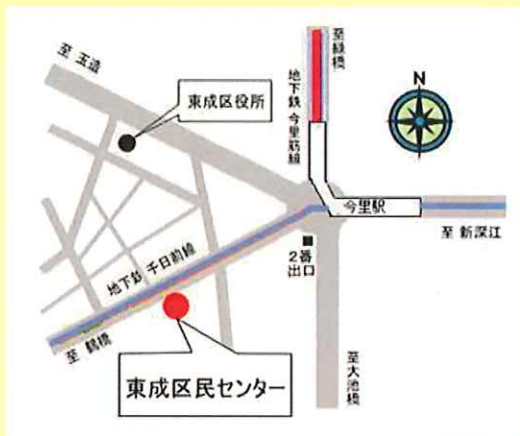
3. 環境保全に関する法律・条例による石綿規制について

(1)大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例

大阪府 環境農林水産部 事業所指導課

(2)廃棄物処理法

大阪府 環境農林水産部 産業廃棄物指導課



【行き方】

大阪メトロ千日前線・今里筋線「今里駅」下車  
②番出口から西へ徒歩3分

※参加の申し込みは、インターネットで「大阪府 石綿 セミナー」と検索し、申込フォームに入力いただくか、このFAX申込用送信票をご利用ください。(インターネットでの申込を推奨します。)  
大阪府環境管理室大気指導グループあて (FAX:06-6210-9584)

会社名：	担当部署名：
氏名：	E-mail：
Tel：	Fax：

## 【お願い・注意事項】

○インターネット申込の場合、申込みが完了すると、申込み時に入力したメールアドレス宛に「【大阪府インターネット申込み】申込み内容到達のお知らせ」というタイトルのメールが届きます。そのメールを印刷して当日、必ずお持ちください。(メールは申込み完了後、10分以内に届きます。)

○Fax申込の場合は、当課より1週間以内に到達確認の連絡をさせていただきます。

※お忘れの場合、御入場いただけない場合があります。

※障がい等がある方で、参加にあたり配慮を希望する方は事前にご相談ください。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、Web開催とさせていただきます可能性もありますが、お申し込みいただきましたら、特に連絡のない限り当日そのままご参加ください。

## ■ 申込み期間

令和2年12月23日(水) 14時から開催日前日17時までにお申し込みください。

※定員に達し次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL：06-6210-9581



# 建築物等の解体・改修・補修工事を 発注、施工する皆さまへ

重要！！

## 解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

### ☆大気汚染防止法が改正されました。(一部を除き令和3年4月1日施行)

大気汚染防止法が改正され、すべての石綿を含有する建築材料が規制の対象になり、レベル3建材等に係る作業基準の遵守規定や、除去作業に伴う直接罰の創設等が追加されました。その他、事前調査の自治体への報告や、有資格者による調査及び確認検査等も規定されています。  
※大気汚染防止法改正に伴い、大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正も予定しています。

### ☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の開始前に実施する、石綿の有無に関する調査が、石綿飛散防止対策の要となります。施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

解体等工事の現場において、施工者は事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。  
発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する義務があります。

事前調査及び作業に係る掲示板

### ☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。

隔離養生区画内(除去作業前)



### ☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階  
TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿 検索

で検索！